

継続

原議保存期間	5年（令和8年3月31日まで）
有効期間	一種（令和8年3月31日まで）

警 視 庁 刑 事 部 長
警 視 庁 総 務 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁捜一発第25号、丁総発第21号
令 和 3 年 3 月 8 日
警察庁刑事局捜査第一課長
警察庁長官官房総務課長

矯正施設及び留置施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等について
（通達）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）等により、刑事施設内で死亡した者については、その長が検視を行い、変死又は変死の疑いがあると認めるときは、検察官及び警察官たる司法警察員に対し、その旨を通報することとされているところ、改正少年院法（平成26年法律第58号）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）が平成27年6月1日から施行されたことに伴い、少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）、少年鑑別所法施行規則（平成27年法務省令第31号）等により、少年院及び少年鑑別所内で死亡した者についても同様の取扱いがなされることとされた。

これに伴い、法務省刑事局においては、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）、留置施設及び海上保安留置施設に収容中の者が死亡した場合における検察官の検視等に関する取扱い等を整理し、各検事正等に通達しており、これを受け、当庁においても、矯正施設及び留置施設に収容中の者が死亡した場合における警察の死体取扱い等について、下記のとおり定めることとしたので、各都道府県警察にあっては、遺漏なきようにされたい。

なお、本通達については、法務省と協議済みである。

記

1 関係法令等の概要

(1) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第93条、少年院法施行規則第91条及び少年鑑別所法施行規則第69条の概要

矯正施設（婦人補導院を除く。以下同じ。）内で死亡した者については、当該施設の長が検視を行い、その結果、変死又は変死の疑いがあると認めるときは、検察官及び警察官たる司法警察員に対し、その旨を通報する。

(2) 被収容者等の検視に関する訓令等（別添1及び2参照）及び少年院及び少年鑑別所における検視に関する訓令等の概要（別添3及び4参照）

矯正施設の長は、当該施設を管轄する検察庁の検察官及び警察署に対し、当該施設の長による検視の結果、死亡者の人定事項、罪名等を電話により通報した後、必要事項を簡潔に記載した書面をファックス送信して送付する。

(3) 法務省刑事局長通達（「矯正施設等に収容中の者が死亡した場合における検視等に

関する取扱い及び検視調書等関係書類の保存について（平成15年11月27日付け法務省刑総第1291号）」の一部改正について（依命通達）（平成27年5月29日付け法務省刑総第710号）の概要（別添5参照）

ア 上記(1)及び(2)の通報を受けた検察官は、明らかに変死の疑いがないと認められる場合を除き、原則として自ら検視を行う。ただし、検察官自ら検視をすることのできないやむを得ない事情がある場合には、司法警察員である警察官に対し、代行検視を命じることができる。

イ 警察の留置施設については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則、少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の適用はないものの、検察官は、同施設から変死に関する通報がなされたときは、検視の要否を検討した上、検視を実施する際には必ず検察官自ら検視を行う。

2 矯正施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等

(1) 通報を受けた場合の措置

上記1のとおり、上記1(1)及び(2)の通報については、検察官及び管轄警察署の双方になされるが、当該通報に係る死体の検視については、検察官自ら検視することのできないやむを得ない事情がある場合を除き、検察官が行うこととされていることから、各都道府県警察にあっては、当該通報を受けた場合には、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）第3条の規定に基づき、変死体に関する検察官への通知を実施するとともに、検察官が自ら検視を行うか否かについて確認すること。

(2) 通報書類等の取扱いについて

矯正施設から送付された上記1(2)の書面については、通報を受けた警察署における措置結果とともに、各都道府県警察において定める公文書の管理要領に従って保存すること。

3 留置施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等

(1) 変死又はその疑いがあると認められる場合

検視規則第3条の規定に基づく変死体に関する検察官への通知を実施するとともに、検察官による検視が行われることを確認すること。

(2) 変死又はその疑いがあると認められない場合

留置施設に収容中の者が死亡した場合、変死又はその疑いがあると認められないことは想定し難いが、仮にそのような事案に該当する場合は、事案の特殊性に鑑み、検察官に連絡の上、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づく死体調査等を行うこと。

【継続措置状況】

初回発出日：平成27年6月8日

（有効期間：令和3年3月31日）